

Ⅲ－3 整備計画

(1) 整備概要

1) 伐採等(移植元)

伐採等は、実施計画の整備方針に基づいて行う。但し、伐採の適否については、庭園の景観演出への配慮を十分に行いながら進める。

伐採又は移植対象となる樹木

- ・危険木処置などが必要な樹木
- ・ナンキンハゼ、メタセコイア
- ・若草山や奈良盆地への眺望を阻害する樹木
- ・生育不良や過密な樹木
- ・各ゾーンの景観演出に相応しくない樹木

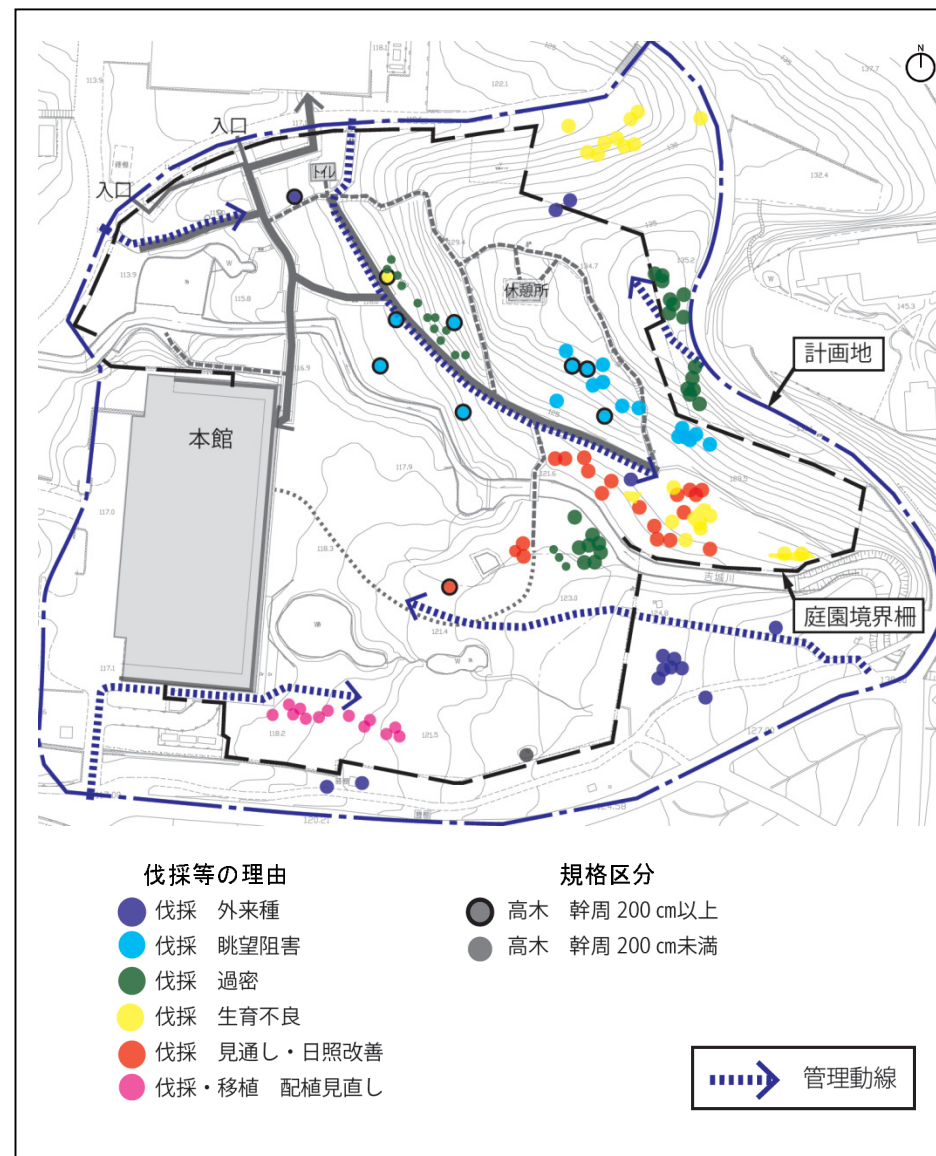
伐採又は移植の候補となる主要樹木数量

幹周	伐採候補本数
30cm以上	29本
60cm以上	17本
90cm以上	22本
120cm以上	14本
150cm以上	13本
200cm以上	4本
250cm以上	4本
300cm以上	2本
105本	

※上記数量には、小径木や危険木、低木は含まれていない。

危険木の伐採について

危険木診断調査（H28年度）結果によると、樹木診断で要伐採または要伐採検討と判断された樹木は33本で、多くは緩衝ゾーンに分布している。樹種はスギ13本が、カシ類5本、アセビ3本、シロダモ2本、ムクノキ2本、サクラ類2本他となっている。これらの処置については、本計画に基づく施工着手までに時間を要することから、本計画に先んじて対処することとなる。なお、伐採による景観への影響は軽微である。



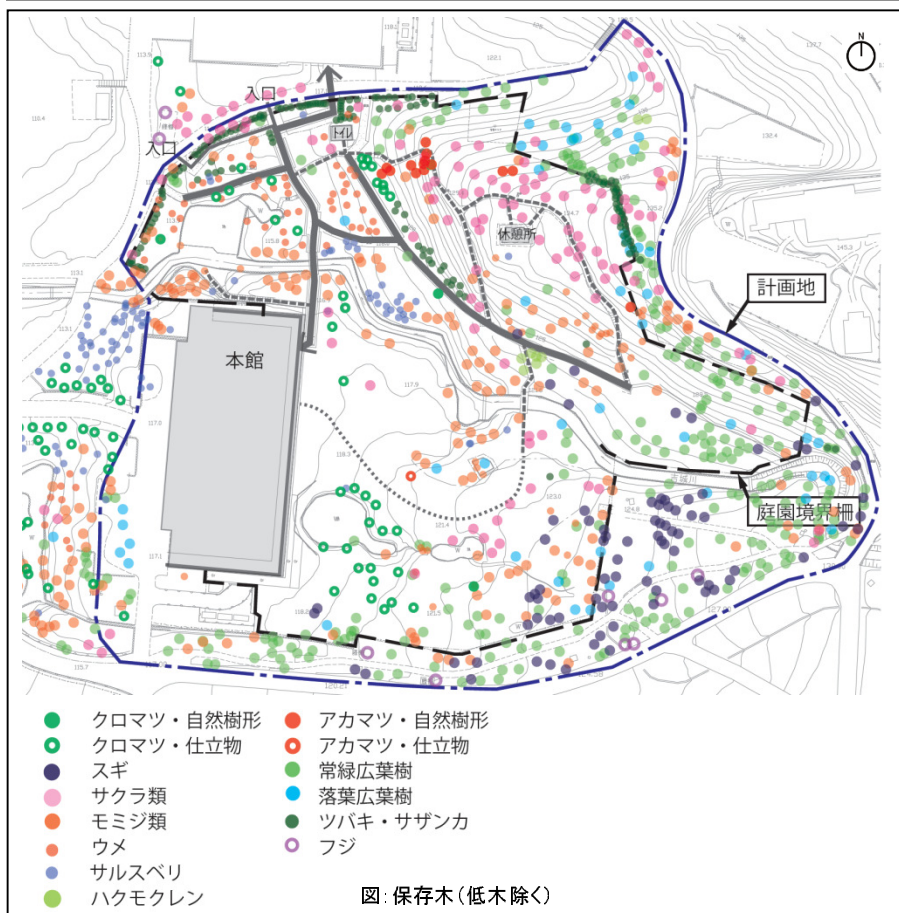
図：伐採・移植元 候補樹木

Ⅲ-3 整備計画

2) 保存木の剪定

伐採後残された樹木のうち、樹形の乱れた樹木の剪定を行う。特に伐採樹木に隣接していた樹木は、下枝が無かったり片枝になっている場合が多いことから、樹形に基本形に戻すための剪定を行う必要がある。また、伐採するまでには至らなかったものの眺望の支障となっている樹木については、樹高調整や透かし剪定を行う。

剪定する樹木は、伐採後の景観を確認して対象樹木を抽出し、庭園景観の調和に十分な配慮を行いながら進める。



3) 補植(移植先含む)

補植(移植先含む)は、原則として前述した実施計画の各ゾーンの整備方針に基づいて行うものとするが、伐採後の景観を確認し、将来的な庭園の景観演出に配慮して施工内容を調整する。

補植や移植を予定している場所

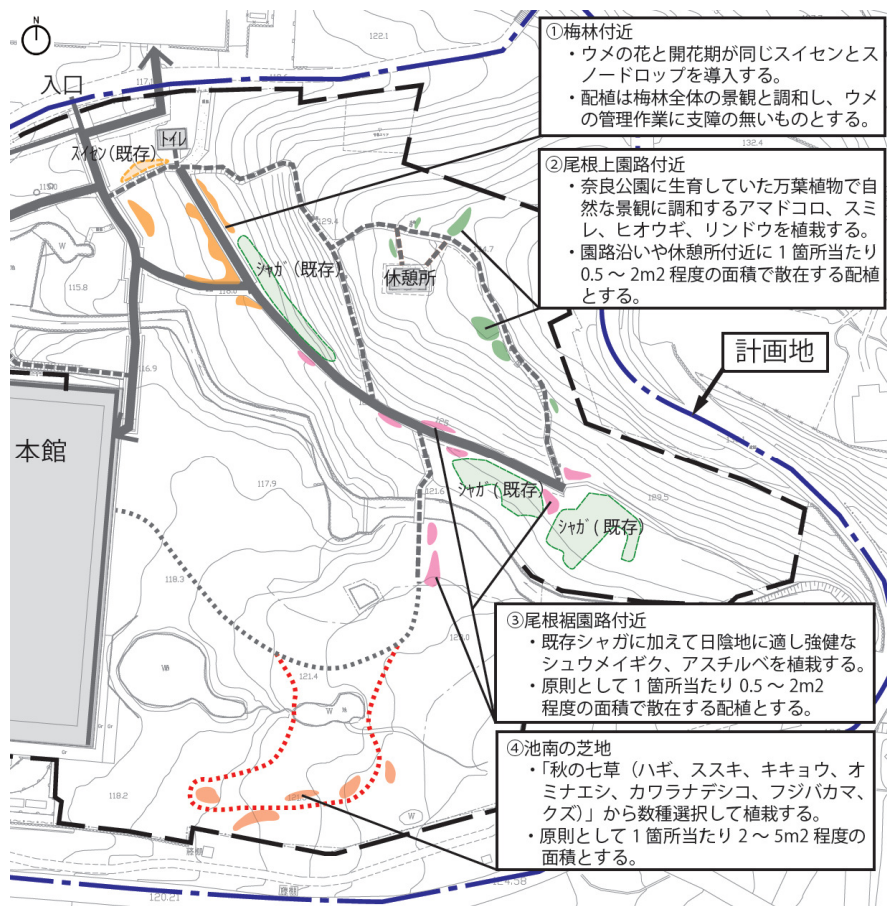
- ・尾根上園地へのアカマツ、サクラ類の補植
- ・瓢箪池周辺へのクロマツ仕立物の移植(移植元はフォーラム前庭を想定)



Ⅲ-3 整備計画

4) 草花類植栽

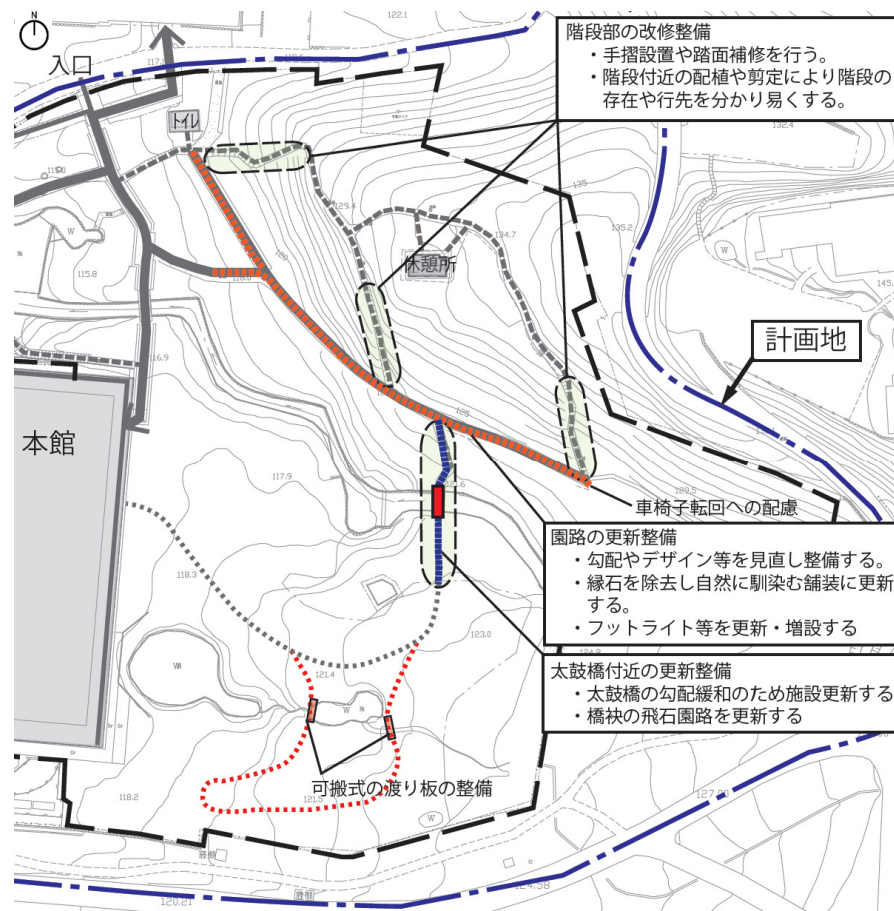
草花類植栽は、各箇所の整備・管理の方針に基づいて行うものとするが、いずれの場合も伐採、剪定、補植、施設整備が完了した後に現地確認し、日照条件や土壌条件、修景効果などを考慮して、植栽種や配植を調整する。



図：草花類植栽工

5) 施設の改善・更新

施設更新は、各箇所の整備・管理の方針に基づいて行うものとするが、伐採等の大型重機を使用する工種が完了した後に現地確認し、整備範囲等を調整する。



図：施設整備工

Ⅲ－3 整備計画

(2) 整備工程の検討

1) 整備順序の検討要件

整備順序の検討要件

○伐採作業に関わる要件

- ・高木伐採の整備数量が非常に多い。
- ・工事車両が近づけない大径木の伐採が多くあり、人力による特殊伐採を伴う。このため伐採材のつり下げや搬出によって、周辺植栽や舗装などへのダメージが発生する可能性が高い。(主に尾根裾園路)
- ・眺望支障木の伐採では、手前の樹木の伐採後にしか、奥の支障木の状況が確認できないので、奥の支障木伐採は変更が生じる可能性が高い。



「整備順序としては、先んじて伐採を行う必要がある」

「伐採は、眺望支障木から着手することが望ましい」

「工区は、伐採に関わる工事用進入路による区分が合理的である」

○樹木及び草花類の植栽に関わる要件

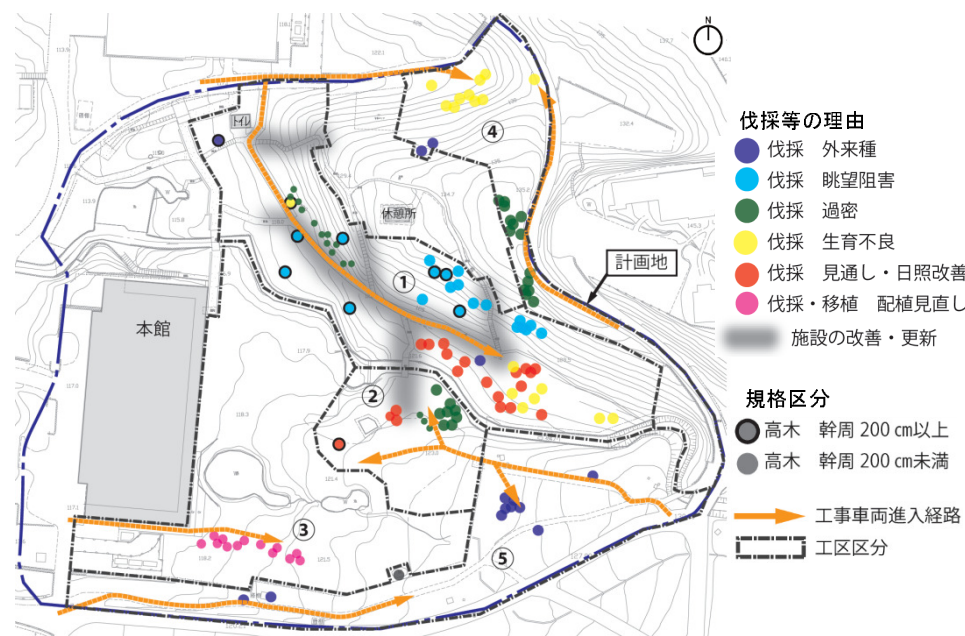
- ・補植・移植を予定しているマツ類、サクラ類は、冬期が適期である。
- ・草花類はポット苗であれば夏期以外は植栽可能であるが、適期は晩秋から早春までである。



「工事時期は、冬期を中心にする必要がある」

2) 工区区分

国際フォーラムの施設運営が行われる中で整備を行うことから、できるだけ影響を与えないような工区区分とする。原則として、一つの工事進入路に対して一つの工区を設定することで、影響を抑えるものとする。



図：工区区分

3) 工事車両進入経路

工事車両進入路は、原則として外周の園路・道路と既存の管理動線を利用することとし、それに見合った整備内容を検討する。

既存の管理動線以上の規格の工事進入路が必要となる整備内容は、将来的に必要となる植栽管理や施設管理においても大きな規格の動線を要することから、原則として避けるものとする。

※既存の管理動線では、高所作業車や4トンユニック車を使用している。

Ⅲ-3 整備計画

4)整備工程

整備順序は、下のフローを基本にして、予算や工期等の条件に合わせて調整する。



【参考】 事業スケジュール(案)

年度	H30	H31	H32	H33	H34
実施設計					
整備工事	第1工区				
	第2工区				
	第3工区				
	第4工区				
	第5工区				

Ⅲ－4 事業上の課題と対策

(1) 事業上の課題

本計画の事業推進上の課題として以下のものがある。

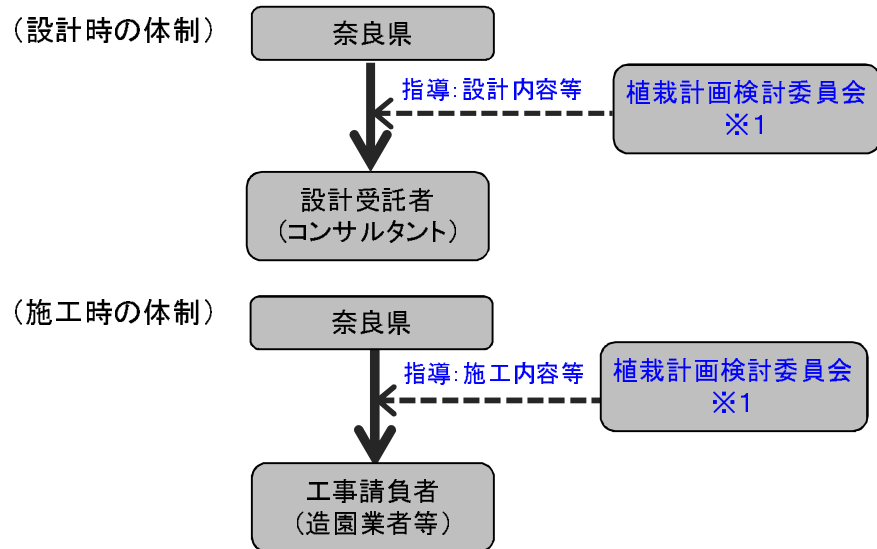
- ①風景づくりに関わる課題
 - ・本計画の整備は庭園景観を大きく変えることになることから、風景づくりは丁寧に進める必要がある。
 - ・整備過程の各段階で一定水準以上の風景となるように配慮する必要がある。
 - ・眺望支障樹木の伐採は、何本もの樹木の重なりがあるため、現場において眺望の変化を確認しながら行う必要がある。
- ②整備に関わる課題
 - ・工事車両の進入が限定されており、また樹林内の樹木を選択的に伐採するため、通常の伐採工事では対応できない。人力吊り切りによる伐採ができる専門業者を選任する必要がある。
 - ・仕立物樹木の剪定などの専門的作業は、技術力のある専門業者を選任する必要がある。
- ③整備工程や事業工程に関わる課題
 - ・工事時期である冬期においても施設運営やイベント開催があるため施工条件や工事期間への制限が大きい。この条件下で毎年の整備完了時に一定水準以上の風景となるようにするためには、予算や工期の調整を十分に行う必要がある。
- ④植栽管理に関わる課題
 - ・樹木の花付きや樹形などの魅力向上のためには、管理方法の見直しやスタッフの技術向上が必要である。
 - ・現体制で品質向上を図るためには、作業を効率化する必要がある。

(2) 課題への対応策

1) 技術指導体制

事業をより良く推進するための技術指導体制をつくる。

- ①風景づくりに関わる技術指導
 - 主に風景づくりに関わる様々な課題について、技術指導を行うことにより総合的な解決を図る。指導の範囲は設計、施工、管理とする。



※1 技術指導のタイミングや回数、技術指導する有識者等については、当該年度の事業内容(設計業務又は施工業務)が明らかとなった段階で、発注前に委員会と協議し決定する。

②植栽管理の技術研修

重要性の高い植栽管理技術について、現場スタッフを対象にした技術研修を行う。研修方法は、専門家の派遣や見学会などの方法から効果的な方法を選択する。

この技術研修は、主要な整備工事がある程度進展した後の第2段階で実施する。

Ⅲ－4 事業上の課題と対策

2)関係部局の組織運営

事業の円滑化、効率化を図るため関係部局の組織運営を改善する。

①現場スタッフの庭園担当制の導入

現場スタッフの意欲的な取り組みを促進するため、現管理体制の中に庭園担当制の導入する。庭園担当は、庭園内の植栽管理作業のリーダー役を担うもので、庭園の目標像を見据えた管理方法改善の牽引役となることを想定している。

②関係部局調整会議

関係部局担当者による調整会議を開催し、相互理解、連携、調整を図り、事業の円滑化、効率化を図る。

○協議項目(想定)

- ・整備事業の年次計画
- ・当該年度の工事範囲、工事内容、工事時期、竣工後の管理への引き継ぎ

○関係部局担当者

- ・奈良公園室 奈良公園管理係
- ・奈良公園事務所 維持係
- ・奈良公園事務所 現場スタッフ庭園担当者
- ・フォーラム 薨

3)専門的施工者の選任

計画地は、必要とされる施工技術水準に合わせて、施工業者または施工技術者を選任する必要がある。

①特殊現場での伐採作業

- 以下に示す現場状況の伐採作業については、専門業者を選任する。
- ・レッカー車及び高所作業車が伐採木に近接できない場合
 - ・樹木間隔が狭い樹林地において、選択的に樹木伐採を行う場合

②景観木の基本剪定又は透かし剪定

整備工事において、樹形が大きく乱れた景観木の基本剪定や眺望阻害する樹木の透かし剪定を行う場合には、専門業者を選任する。

これらの施工を含む工事の発注においては工事全体の施工内容を勘案して、発注図書(特記仕様書等)の作成と発注方法の選択を行うものとする。